

平成20年 7月 3日 制定（国空航第268号）
令和 6年11月27日 最終改正（国空安政第2001号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

飛行データ解析プログラム実施に関する指針

国際民間航空条約附属書6では、安全管理体制の一環として、一定の大きさを超える飛行機を運航する航空運送事業者に対し、飛行データ解析プログラムの構築及び運用を求めており、同プログラムは非懲罰的かつ情報源が十分に保護されなければならないと規定している。

このため、同附属書に基づき以下のとおり飛行データ解析プログラムの実施に関する指針を定める。なお、運用にあたって航空運送事業者のみならず国も同附属書の趣旨を尊重するものとする。

1. 目的

本通達は、国際民間航空条約附属書6の規定に基づき、安全管理体制の一環として本邦航空運送事業者が行う飛行データ解析プログラムの要件及び実施に関する指針を定めることを目的とする。

2. 定義

飛行データ解析プログラム（以下「本プログラム」という。）とは、運航の安全の向上を図るため日常運航において飛行記録装置等により記録された飛行データを解析・評価し、これに基づき適切に是正措置を講じていく一連の活動体系をいう。

3. 適用

本指針は、「安全管理システムの構築に係る一般指針」（平成18年9月26日、国空航第530-1号・国空機第661-1号）に基づき、一定の大きさを超える飛行機を対象として、飛行データ解析プログラムを実施する本邦航空運送事業者に適用する。

4. 運営体制

（1）組織及び人員

本プログラムを適切に実施するため、本プログラムの運営を行う組織が指定されているとともに、必要な人員が配置されていること。

(2) 責任者及び権限

本プログラムの責任者が指名されているとともに、飛行データの収集及び解析・評価、是正措置に関する判断及び決定等を行うための権限及び責任が明確になっていること。また、人員は、本プログラムに係る業務の実施に必要な教育又は訓練を受けていること。

5 . 飛行データの収集

(1) 収集装置の選定

保有する航空機の型式毎に、日常運航における飛行データを収集するための装置を選定すること。データ収集のための装置としては、Quick Access Recorder（以下「Q A R」という。）が装備されていない場合は、飛行記録装置を使用しても良いが、当該装置の使用が事故調査等に支障を及ぼさないように配慮すること。また、Q A Rが故障等により使用できない場合の対処方法を、本プログラムの実施に大きな支障を与えないように設定しておくこと。

(2) 収集データの種類及び収集頻度

日常運航全般の実態を的確に把握することができるよう、収集するデータの種類及び範囲を適切に定めること。また、収集されたデータの傾向や変動を的確に把握できるよう、各航空機のデータ収集装置からデータを取得する頻度を適切に定めること。

なお、退役が決定している等合理的な理由がある機材については、他の機材で得られるデータから日常運航全般をモニターすることに支障が無いことを前提に、データ収集の対象としないことが出来る。

6 . データの品質検証及び解析

(1) データの検証

収集したデータの品質を検証し、有効なデータのみを解析の対象とすること。

(2) データの解析

収集したデータの解析手法を適切に定め、以下の解析を行うこと。

イ) 日常運航における一般的な傾向や変動傾向をモニターする解析

ロ) 操作手順等について通常の運用範囲からの乖離をモニターする解析

7 . データの解析結果に基づく措置

(1) 解析結果の取りまとめ

解析されたデータは、適切に定められた期間毎に適切に取りまとめ、評価されるようになっていること。

(2) 必要な追加情報の入手

データを解析した結果、事象の発生状況等について追加の情報が必要と認められる場合には、関与した運航乗務員等へのヒアリングを行うこと等により速やかに必要な情報の入手に努めること。

(3) 是正措置

データ解析の結果に基づき安全運航の観点から是正措置をとる場合の手続きについて、次のとおり適切に定められていること。

- イ) 解析した結果、通常の運用範囲からの規定値を超える乖離等が認められた場合には、当該事象が許容できるか否かを評価し、許容できなければ不安全事象として運航に与える影響を緩和するための措置を講ずること。
 - ロ) 必要に応じ、運航乗務員等の教育・訓練の内容に反映させること。
 - ハ) 是正措置が講じられた後も適宜その効果を確認すること。
- 二) 不安全事象及びそれに対する措置に限らず、本プログラムにより得られた安全上有益な情報については、運航乗務員及び必要に応じ関係者に周知されるようになっていること。

8 . データの取扱い

本プログラムを運航の安全を向上させるという目的に沿って円滑に実施するため、非懲罰を原則として運営するとともに、収集・解析したデータに対して適切な管理及び保護を行うこと。

9 . 外部委託

飛行データ解析プログラムの実施に当たって、データの品質検証及び解析については他社に委託しても良いが、その場合にあっては適切に委託管理を実施すること。

1 0 . その他

新規事業者による飛行データ解析プログラムの導入、又は既存事業者による新型式の航空機の導入に当たって、評価運用期間を設けても良いが、その場合にあっては、評価運用について適切な計画を立案し航空局安全部航空安全推進室又は地方航空局保安部統括事業安全監督官に報告すること。

附則

本指針は、平成20年9月1日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

本指針は、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和4年3月29日）

本指針は、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和6年3月29日 国空安政第3003号）

本指針は、令和6年4月1日から適用する。

附則（令和6年11月27日 国空安政第2001号）

本指針は、令和6年11月28日から適用する。